

久留米市障害者差別禁止条例（仮称）の制定に向けた検討について

1 経過

- (1) 令和元年11月19日、「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」から久留米市議会への請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」受理。
- (2) 令和2年9月23日、久留米市議会において請願を採択。

2 請願の内容

- (1) 久留米市に障害者差別禁止条例（仮称）を制定すること。
- (2) 条例を制定する過程において、多様な障害当事者の意見を反映すること。

3 条例案の検討体制について

障害者差別解消のために既に設置している庁内組織、庁外組織を活用。

(1) 庁内組織

- ①久留米市障害者差別解消推進会議（各部次長級で構成。）

(2) 庁外組織

- ①久留米市障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消のための体制整備や推進方法を検討する協議会。当事者団体、教育・福祉関係者、民間事業者、法曹関係者、学識経験者等で構成。）

※1 「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」に、多様な障害当事者の意見を反映させるため、市民から委員を公募予定。（3名程度）

※2 久留米市障害者差別解消支援地域協議会の下部組織として、「条例案検討ワーキンググループ（WG）」を新設。

* WGの人数は、10名程度（協議会の正副会長、つくる会、事務局等）を予定。

* WGには、アドバイザーとして障害者差別の有識者を委嘱予定

* WGでは、障害当事者団体35団体へのヒアリング、条例素案の策定を行い、久留米市障害者差別解消支援地域協議会へ提出予定。

※3 別紙 1 - 2参照

4 条例案の検討スケジュールについて

令和3年8月より当事者団体へのヒアリングを開始し、令和5年3月に条例議案を市議会へ提出予定

令和3年 6月	障害者差別解消推進会議開催（庁内）（第1回）
7月	障害者差別解消支援地域協議会開催（庁外）（第1回） 条例案検討WG委員委嘱 アドバイザー委嘱
8月～	条例案検討WGによる当事者団体35団体ヒアリング
令和4年 1月～	条例案検討WGによる検討
2月	障害者差別解消支援地域協議会開催（庁外）（第2回）
令和4年 6月～10月	障害者差別解消推進会議開催（庁内）（第2回） 障害者差別解消支援地域協議会開催（庁外）（第3回）
11月～12月	タウンミーティング開催 パブリックコメント実施
令和5年 1月～	条例案最終調整 障害者差別解消推進会議開催（庁内）（第3回） 障害者差別解消支援地域協議会開催（庁外）（第4回）
3月	条例議案の提出

庁内検討体制

障害者差別解消推進会議

- 基本方針等原案策定(全庁的要綱・要領)
- 差別解消の全庁的施策推進
- その他必要と認められる事項

役割

- 条例の目的・骨子の調整
- 検討体制、進捗の計画・管理
- 素案に関する調整等

【組織構成】

- 各部次長級で組織

部局	人数	部局	人数
総合政策	2	田主丸	1
総務	3	北野	1
協働推進	1	城島	1
市民文化	1	三潴	1
健康福祉	2	上下水道	1
子ども未来	1	教育	1
環境	1	議会事務局	1
農政	1	選挙管理委員会	1
商工観光労働	1		
都市建設	1	合計	22

素案

庁外検討体制

障害者差別解消支援地域協議会

- 差別に関する相談事例等
- 差別の個別事案への助言等
- 差別解消への体制整備・推進方法等
- その他、差別解消に資する取組等

役割

- 当事者団体等からの意見の聴取
- 条例の素案を作成し市へ提出する。

【組織構成】

- 当事者団体等、各方面より参加

分野	団体数	補足
当事者	7	身体・知的・精神
教育	5	幼保・小中・特支
福祉等	4	サービス事業者等
医療・保健	1	医師会
事業者等	4	公共交通・商業等
法曹等	2	弁護士等
学識経験者	1	大学教授
地域	2	まち連・民生委員
合計	26	

※公募委員 3 名程度募集予定

意見

ヒアリング

- 障害者当事者団体
- 障害者支援団体

タウン ミーティング

パブリック コメント

要綱設置による公的検討

市民(当事者等)意見の広聴

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について

(1) 障害者差別解消法について

①障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行。

②障害を理由とする差別

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別（「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」）の禁止を求めている。

※障害者差別に係る実施主体による義務の相違

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務⇒法的義務へ

③不当な差別的取扱い

障害がある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害がない人にはつけない条件をつけること等。

④合理的配慮の提供

障害のある人の生活をしづらくしている社会の中のバリア（社会的障壁）を取り除くための必要かつ合理的な配慮。障害のある人からの意思の表明に基づくもので、負担が重過ぎないもの。

(2) 障害者差別解消法に基づく地方公共団体の責務等と久留米市の対応状況

No.	障害差別解消法	久留米市の対応状況
1	第3条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない。	○平成28年4月、「久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」策定。
2	第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。	○平成28年4月「久留米市障害者差別解消職員対応要領」策定。 ○平成28年7～8月、全部局課長級職員及びチームリーダー、健康福祉部全職員を対象に研修実施。 ○平成29年度以降、新任課長、新規採用職員を対象に研修実施。

3	第14条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○平成28年4月、障害者福祉課内に相談窓口を設置。 ○相談件数 平成28～令和2年度：35件
4	第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。	○令和元年度の主な啓発事業 ・障害者差別解消トークセッション ・障害者問題啓発事業（助成事業） ・広報くるめ、機関紙を活用した啓発 ・人権担当部局と連携した啓発 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受けて啓発事業を中止。
5	第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（略）は、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（略）を組織することができる。	○平成31年2月、当事者、教育、福祉、医療、法曹、学識経験者、地域等で構成する「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」を設置。 ○主な役割 ・相談事例の共有 ・差別事案解消に向けた助言 ・差別解消の体制、推進方法の検討

2 他自治体における独自条例の制定状況について

(1) 内閣府調査「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」

(令和2年3月公表)

区 分		中核市等		市	
		数	構成比	数	構成比
条例の制定		11/86	11.6%	51/815	6.3%
事業者の合理的配慮	一律義務	1/11	9.1%	4/51	7.8%
	条件付義務	1/11	9.1%	4/51	7.8%
	努力義務	9/11	81.8%	43/51	84.3%
市民の合理的配慮	義務	1/11	9.1%	3/51	5.9%
	努力義務	4/11	36.4%	23/51	45.1%

※中核市等は、「中核市」、「特別区」、「政令市を除く県庁所在市」。

※市は、「政令市」、「中核市等」、「一般市」。

3 「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の概要について

(1) 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供

		不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
障害者差別解消法	行政機関	法的義務	法的義務
	事業者	法的義務	努力義務
	国民	—	—
福岡県条例	行政機関	法的義務	法的義務
	事業者	法的義務	努力義務
	県民	法的義務	努力義務

(2) 障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制の整備

- ① 県に専門相談員を設置、市町村は相談体制を整備
- ② 助言・あっせんの申立てを受け付ける第三者委員会を設置
- ③ 解決しない場合の知事による勧告、公表を規定

(3) 事業分野ごとに合理的配慮の留意事項等を情報提供

- ① 「福祉サービス」、② 「医療」、③ 「労働及び雇用」、④ 「教育」、
- ⑤ 「スポーツ、レクリエーション及び文化活動」、
- ⑥ 「多数の者の利用に供される建築物の利用」、⑦ 「公共交通機関の利用」、
- ⑧ 「不動産取引」、⑨ 「情報の提供及び意思表示の受領」、
- ⑩ 「その他日常生活又は社会生活に関わりのある分野」

の分野ごとに、事業者、行政機関に不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について具体的に情報提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

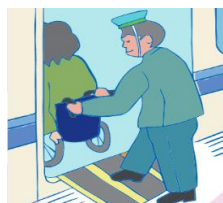
※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」と

いう。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同

条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」構成

		福岡県
義務拡大	市民の差別的取扱い禁止の法的義務化（横出し）	○ 何人も行ってはならない
	事業所の合理的配慮の法的義務化（上乘せ）	×
	市民の合理的配慮の努力義務化（上乘せ横出し）	○ 何人も努めなければならない
定義づけ	不当な差別的取扱い	○
	合理的配慮の提供	○
相談体制	個別相談	○
	専門相談員	○
	市町村との連携	○
紛争解決	委員会設置（障がい者差別解消委員会：知事任命）	○ 助言あっせん等の実施
	助言	○ 障がい者差別解消委員会
	あっせん	○ 障がい者差別解消委員会
	知事に対する措置の求め	○ 障がい者差別解消委員会
	勧告	○ 知事（委員会の求めにより）
	公表	○ 知事
設置	協議会（障がい者差別解消支援地域協議会）	○
その他	事業別分野の記述	合理的配慮の提供 ①福祉サービス②医療③労働及び雇用 ④教育⑤スポーツ及び文化活動 ⑥建築物利用⑦公共交通機関 ⑧不動産取引⑨情報提供及び意思表示 ⑩役務の提供他
	啓発、表彰	実施
	市町村条例との関係	条例制定を妨げない

福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例（抄）

平成 29 年 3 月 30 日

福岡県条例第 11 号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等（第八条—第十二条）

第三章 障がい者を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

第一節 障がい者を理由とする差別に関する相談体制（第十三条—第十六条）

第二節 福岡県障がい者差別解消委員会（第十七条—第二十三条）

第三節 知事による勧告及び公表（第二十四条・第二十五条）

第四節 障がい者差別解消支援地域協議会（第二十六条・第二十七条）

第四章 啓発（第二十八条・第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がまだ妨げられている状況に鑑み、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がい者を理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることにより、障がい者を理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- 二 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）、成年

後見人その他裁判所の審判により法定代理権を有する者及び現に障がいのある人を養護する者をいう。

三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。

四 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障がいのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱い（障がいのない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められる目的の下にされる取扱いを除く。）であって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるものをいう。

五 合理的配慮の提供 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）をいう。

六 行政機関等 国の行政機関（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。）、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）、独立行政法人等（法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）をいう。

七 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 この条例による障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。
- 二 障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。

三 あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。

四 障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

(県の責務等)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和を図りつつ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、又は実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。

3 県は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、事業者が第六条第一項の規定により必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 県は、全ての障がいのある人に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。

6 県は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、障がいを理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)

第八条 何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

(事業分野別の合理的配慮等)

第九条 県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野

二 医療の分野

三 労働及び雇用の分野

四 教育の分野

五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野

六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野

七 公共交通機関の利用の分野

八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野

九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野

十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び役務の提供の分野その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行おうとするときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(事前的改善措置)

第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化

二 介助者等の人的支援

三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

(防災及び防犯の対策)

第十一条 県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むこと

ができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。

(虐待防止の対策)

第十二条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。

第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止 等のための体制

第一節 障がいを理由とする差別に関する相談体制

(個別相談)

第十三条 県は、障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）又は事業者からの不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する個別の事案についての相談（以下「個別相談」という。）に応ずるものとする。

2 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるものとする。

(県における専門相談員の設置)

第十四条 県に、個別相談に応じて専門的及び広域的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置く。

2 専門相談員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市町村における相談体制の整備)

第十五条 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする。

(県と市町村の連携)

第十六条 市町村は、個別相談に応じて事案の解決又は改善を図るため必要があるときは、専門相談員に助言又は支援を求めることができる。

第二節 福岡県障がい者差別解消委員会

(設置)

第十七条 事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する紛争の防止又は解決を図るため、県に福岡県障がい者差別解消委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この節の規定によりその権限に属する事項を処理するものとする。

3 委員会は、知事が任命する委員七人以内で組織する。

4 この節及び第三十条第二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

(守秘義務)

第十八条 委員会の委員及び委員会の事務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第十九条 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者）は、個別相談によっては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するときは、委員会に対し、当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 当事者の全てが県外に居住し、又は所在する者であるとき。
- 二 当該事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過したものであるとき。

(助言又はあっせんの申立てに係る調査及び審議)

第二十条 委員会は、前条の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案についての事実の調査及び審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により事実の調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 当事者は、第一項の規定による事実の調査及び審議に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第二十一条 委員会は、前条第一項の規定による事実の調査及び審議を終えたときは、当事者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 助言又はあっせんを行う必要がないと認めるとき。
 - 二 第十九条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき。
 - 三 第十九条の申立てが、当該申立てに係る事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過した日以後にされたものであることが判明したとき。
- 2 委員会は、前項ただし書の規定により助言又はあっせんを行わないときは、第十九条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(助言又はあっせんの終了)

第二十二条 委員会は、前条第一項の規定により助言をし、又はあっせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあっせんを終了するも

のとする。

- 一 当事者が助言に従ったとき、又はあっせん案を受諾したとき。
- 二 当事者が助言に従わないとき、又はあっせん案を受諾しないとき。
- 三 助言又はあっせんを継続することが困難であり、又は適当でないと認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(措置の求め)

第二十三条 委員会は、当事者のうち事業者又は行政機関等が助言に従わず、又はあっせん案を受諾しないときは、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため、知事に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第三節 知事による勧告及び公表

(勧告)

第二十四条 知事は、委員会から前条の規定による求めがあった場合において、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため必要があると認めるときは、当事者のうち事業者又は行政機関等に対し、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は行政機関等が当該勧告に従わず、第八条の規定の趣旨を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該事業者又は行政機関等の名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定し、前条の規定による勧告を受けた事業者若しくは行政機関等又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者若しくは行政機関等又はその代理人が、正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第四節 障がい者差別解消支援地域協議会

(障がい者差別解消支援地域協議会の組織)

第二十六条 県は、県内の障がいを理由とする差別の解消を推進するため、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を自らが中心となって組織するものとする。

第二十七条 県は、市町村に対し、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するよう働きかけるものとする。

第四章 啓発

(啓発)

第二十八条 県は、県の職員に対し、障がいのある人から直接話を聞く機会を設ける等、法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修及び啓発を行うことにより、障がい及び障がいのある人への理解の増進に努めなければならない。

2 県は、事業者がその従業者に対し法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修又は啓発を行おうとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、県民に対し、法及びこの条例の趣旨の徹底に資する啓発に努めなければならない。

(表彰)

第二十九条 知事は、障がい及び障がいのある人への理解を深め障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第五章 雑則

(市町村条例との関係等)

第三十条 この条例の規定は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し条例で別段の定めをすることを妨げるものではない。

2 知事及び委員会は、第十九条の申立てに係る事案であつて、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第二十一条第一項の規定による助言若しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、第二十一条第一項の規定による助言若しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。

(規則への委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十二条 第十四条第二項又は第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。